(四)就学時間ハ午前七時ヨリ午後五時マデノ事

(五)犠牲者ヲ出ザル事　(六)争議中ノ日給費用工場ニ負担ノ事

(七)勤年工ノ待銀五割値上　外一項

解決事項

(一)解雇者鄭後枝ハ本人ノ精神ヲ條件トシテ業就

(二)勤年工ノ値上ハ帰来考慮

(三)争議費用トシテ三〇円支給

(協調會勞働課)